

## 委員

	氏名	住所		氏名	住所
委員長	なかむら ただやす 中村 忠康	〒817-0022 対馬市厳原町国分1301番地	委員	あびる よしのり 阿比留 義教	〒817-1301 対馬市峰町三根70番地21
職務 代理者	まえかわ さくみ 前川 佐久美	〒817-0324 対馬市美津島町久須保256番地1	委員	おがた しげより 緒方 重頼	〒817-1603 対馬市上県町佐護北里277番地
委員	りゅうぞうじ まさひさ 龍造寺 正房	〒817-1201 対馬市豊玉町仁位1087番地	委員	ことう よしろう 古藤 好郎	〒817-2333 対馬市上対馬町舟志乙396番地

### ◎固定資産評価審査委員会とは

固定資産の価格に関する納税者の不服(審査の申出)を審査決定するため、法に基づき設置された中立的な機関で、固定資産の価格が総務大臣の定める固定資産評価基準によって適正に評価されたものであるか否かについて審査を行います。



### ◎対馬市固定資産評価審査委員会

委員の定数  
3人以上とし、条例で定める。対馬市の場合 6人(対馬市税条例)  
委員の選任要件  
当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者  
委員の任期  
3年(ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。)

## 保険料免除期間の追納について

## 年金のコーナー



国民年金の第一号被保険者が保険料の免除承認を受けた期間や学生納付特例に該当した期間については、将来、老齢基礎年金を受給する際、より有利な年金額となるように当該期間についてあとから納付することができる制度があり、これを保険料の「追納制度」といいます。

追納する場合には、次のことが条件となります。

追納ができる期間はさかのぼって10年間となります。老齢基礎年金の受給権者は追納できません。

一部の期間につき追納する場合は、対象となる月を任意に選ぶことはできず、先に経過した期間から納付することとなります。ただし、学生納付特例の期間がある場合には、当該期間の先に経過した期間から行うこととされています。

追納する場合は、納付する額については、当時の保険料額に政令で定められた率を乗じた額を加算した額となります。

海区委員選挙人名簿の登載申請は9月3日までに!

対馬市選挙管理委員会 TEL53-6111内線435